

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 4 年度
計 画 主 体	長 井 市

計画変更：令和 4 年 9 月 1 5 日

計画変更：令和 4 年 1 1 月 1 日

計画変更：令和 6 年 1 月 1 9 日

長井市鳥獣被害防止計画

令和 4 年 4 月 1 日策定
(令和 4 年 4 月 1 日公表)

<連絡先> 担当部署名 長井市農林課
所在地 山形県長井市栄町 1 番 1 号
電話番号 0238-82-8015(直通)
F A X 番号 0238-87-3369
E-mail noushin@city.nagai.yamagata.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ツキノワグマ、ハクビシン、ハシブトガラス・ハシボソガラス、アオサギ・ゴイサギ（サギ類）、カワウ、ヒヨドリ、イノシシ、タヌキ、ネズミ、ニホンジカ、ノウサギ
計画期間	令和4年度～令和6年度
対象地域	山形県長井市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
ツキノワグマ	・ 飼料作物(デントコーン) ・ 野菜（西瓜） ・ 果樹（りんご等）	被害面積 80.0a 被害額 696千円
ハクビシン	・ 果樹（おうとう）	被害面積 8.0a 被害額 390千円
ハシブトガラス ハシボソガラス	・ 果樹（りんご等） ・ 野菜（西瓜）	被害面積 35.0a 被害額 589千円
サギ類	・ 水稻 ・ アユ、ヤマメ、ニジマス	被害面積 5,0a 被害額 40千円
カワウ	・ アユ、ヤマメ、ニジマス	—
ヒヨドリ	・ 果樹（りんご等）	被害面積 8.0a 被害額 130千円
イノシシ	・ 水稻、大豆 ・ 野菜(西瓜等)	被害面積 238.0a 被害額 1,409千円
タヌキ	・ 野菜（西瓜）	被害面積 5.0a 被害額 90千円
ネズミ	・ 水稻、大豆 ・ 果樹（ぶどう）	被害面積 8.0a 被害額 45千円
ニホンジカ	—	—
ノウサギ	・ 果樹（西洋なし等）	被害面積 20.0a 被害額 300千円
合計	—	被害面積 407a 被害額 3,689千円

※ ツキノワグマ、ハクビシン、ハシブトガラス・ハシボソガラスは令和4年度の数値としている。

(2) 被害の傾向

1. ツキノワグマ

市内全域に広く生息しており、夏から秋にかけて野菜、デントコーンの食害がある。また、春から秋にかけて人家周辺に出没しており人身被害が懸念される。

2. ハクビシン

市内全域に広く生息しており、夏から秋にかけて野菜の食害がある。民家の屋根裏や空き家などに住みついていることもある。

3. ハシブトガラス・ハシボソガラス

市内全域に広く生息しており、田植え後から秋にかけて水稻及び果樹の食害がある。

4. カワウ、サギ類

近年、生息数が増加しており、市内の河川に営巣地が存在し、内水面漁業等への被害がある。

5. ヒヨドリ

市内全域に広く生息しており、秋に果樹の食害がある。近年増加傾向にある。

6. イノシシ

近年、生息数が急増しており、水稻や野菜を中心に食害がある。

7. タヌキ

市内全域に広く生息しており、西瓜及びデントコーンの食害がある。また、空き家や民家の屋根裏に住み着き健康被害も懸念される。

8. ネズミ

市内全域に広く生息しており、収穫後の米、大豆、ぶどうの樹への食害がある。

9. ニホンジカ

近年、生息数が増加しており、農作物被害等の発生が危惧される。

10. ノウサギ

市内全域に広く生息しており、冬に果樹の花芽や枝の食害がある。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和6年度）
ツキノワグマ	被害面積 80.0a	被害面積 72.0a
	被害額 696千円	被害額 626.4千円

ハクビシン	被害面積 8.0a 被害額 390千円	被害面積 7.2a 被害額 351.0千円
ハシブトガラス ハシボソガラス	被害面積 35.0a 被害額 589千円	被害面積 31.5a 被害額 530.1千円
サギ類	被害面積 5.0a 被害額 40千円	被害面積 4.5a 被害額 36千円
カワウ	—	—
ヒヨドリ	被害面積 8.0a 被害額 130千円	被害面積 7.2a 被害額 117.0千円
イノシシ	被害面積 238.0a 被害額 1,409千円	被害面積 214.2a 被害額 1268.1千円
タヌキ	被害面積 5.0a 被害額 90千円	被害面積 4.5a 被害額 81千円
ネズミ	被害面積 8.0a 被害額 45千円	被害面積 7.2a 被害額 40.5千円
ニホンジカ	—	—
ノウサギ	被害面積 20.0a 被害額 300千円	被害面積 18.0a 被害額 270千円
合計	被害面積 407a 被害額 3,689千円	被害面積 366.3a 被害額 3,320.1千円

※ 目標値は現状値の△10％に設定している。

※ ツキノワグマ、ハクビシン、ハシブトガラス・ハシボソガラスは令和4年度の数値としている。

※ 小数点第2位を四捨五入して算出している。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	・平成22年度の人身事故発生を契機に「クマ出没時の対応マニュアル」を作成し、目撃情報から対応方法、住民への広報等による注意喚起まで、関係機関の役割や連絡指示系統について明確化している。 ・出没した場合は、注意看板の設置や住民への広報活動を行い、注意喚起を行っている。 ・農作物への被害を防止するため、鳥獣被害対策実施隊を主とした捕獲体制を構築している。 ・捕獲手段については、箱わなおよびくくりわな、銃器により実施している	・猟友会員の高齢化に伴い、年々従事者が減少傾向にある。 ・山間部の耕作放棄地の増大や森林整備不足などにより緩衝帯の荒廃が進み、ツキノワグマが居住地の近くまで行動範囲を広げる傾向にある。 ・同時期に複数箇所に出没するため、必要数の箱わなおよびくくりわなを計画的に導入する必要がある。

	・山形県ツキノワグマ管理計画に基づく春季個体数調査及び個体数調整捕獲を実施している。 ・山形県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく有害鳥獣捕獲を実施している。	
防護柵の設置等に関する取組	・通学路沿い等の見通しの悪い場所の下刈り、隠れ家となりそうな川沿いのやぶの除去により有害鳥獣が生息しにくい環境をつくり、未収穫農産物や放任果樹の除去、餌となるものの野外放置をしないよう住民周知を実施している。 ・出没箇所の現地確認による被害注意喚起を行っている。 ・侵入防護柵の設置は、作物部会等において電気柵を組織的に導入し有効性を検討している。	・防護柵設置は箇所が広範囲となり、設置費用及び維持管理において財政的に多大な負担になることが思料される。
生息環境管理その他の取組	・鳥獣被害対策実施隊員等により有害鳥獣の出没の可能性が高い場所の生息環境管理を実施した。 ・通学路沿い等の見通しの悪い場所の下刈り、隠れ家となりそうな川沿いのやぶの除去により有害鳥獣が生息しにくい環境をつくり、未収穫農産物や放任果樹の除去、餌となるものの野外放置をしないよう住民周知を実施している。	・山間部の耕作放棄地の増大や森林整備不足などにより緩衝帯の荒廃が進み、ツキノワグマやイノシシが人里近くまで出没する傾向にあり、計画的な生息環境管理が必要である。

(5) 今後の取組方針

- ア 本市の被害防止計画は、有害鳥獣駆除捕獲の取り組みを基本に、山形県第13次鳥獣保護管理事業計画と第4期山形県ツキノワグマ管理計画との整合性を図りながら、箱わなの活用等による効果的な捕獲を実施する。
- イ 出沒地における対応方法は、爆音器等の忌避器具等による追払いを基本とする。
- ウ 出沒箇所の情報収集により、ツキノワグマの出沒箇所のマップを作成し、市民への注意喚起を促しながら農業者の安全、農作物被害の軽減を図る。
- エ 果樹農家等に放任果樹の処理や適期収穫、河川敷や川沿いのやぶの除去、隠れ家になりそうな場所の下刈りを促し、併せて爆音器等の忌避器具の導入等により被害の軽減に努める。
- オ 山間部の森林の間伐、針広混交林の推進により、餌となる堅果類の自然植生の環境、並びに緩衝帯の普及啓発を図り、里山への出沒を軽減する。
- カ 農業被害防止策として、耕作放棄地の解消による、里山への出沒軽減の環境づくりを喚起する。
- キ 関係機関との連携を深めながら、鳥獣の保護と適正な捕獲の調整に努める。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ・「クマ出沒時の対応マニュアル」による関係機関との連絡体制を強化し、被害、出沒状況の詳細情報の収集・共有に努める。
- ・鳥獣被害対策実施隊を主とした捕獲を実施する。
- ・箱わなを計画的に導入し、有効利用しながら、被害防止を図る。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
4年度	ツキノワグマ ハクビシン ハシブトガラス ハシボソガラス サギ類 カワウ ヒヨドリ イノシシ タヌキ ニホンジカ ノウサギ	・農作物被害箇所や被害状況、目撃情報などにより出沒地域を予測し、効果的な捕獲を実施する。 ・新規捕獲従事者の確保・育成を図る。 ・箱わなを計画的に導入し、被害に即応できる効果的な捕獲を目指す。
5年度	同上	同上
6年度	同上	同上

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

山形県が定める「第４期山形県ツキノワグマ管理計画(令和４～８年度)、第２期山形県イノシシ管理計画(令和３～７年度)」の個体数管理及び山形県第１３次鳥獣保護計画に基づき、捕獲数を把握しながら、目撃、被害状況に応じて、食害及び人的被害の未然防止を基本に、安全かつ効果的な方法により必要最小限の捕獲を行う。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	４年度	５年度	６年度
ツキノワグマ	山形県ツキノワグマ管理計画による	山形県ツキノワグマ管理計画による	山形県ツキノワグマ管理計画による
ハクビシン	１０	１０	１０
ハシブトガラス ハシボソガラス	１，０００	１，０００	１，０００
アオサギ	５００	５００	５００
ゴイサギ	５０	５０	５０
カワウ	５００	５００	５００
ヒヨドリ	３００	３００	３００
イノシシ	１００	１００	１００
タヌキ	１５	１５	１５
ニホンジカ	１０	１０	１０
ノウサギ	５０	５０	５０

捕獲等の取組内容
被害状況や目撃情報に応じて捕獲方法・捕獲場所等を検討し、最も効果が期待できる方法（箱わなおよびくくりわな、銃器）で実施する。捕獲の担い手確保のため、免許取得者への捕獲参加を呼びかける。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
ツキノワグマ、イノシシの捕獲時において、ライフル銃を使用している。ライフル銃を使用することにより、遠距離からの捕獲が可能で、捕獲者の安全性が確保される。

（４）許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
長井市	イノシシ、ハクビシン、タヌキ、ヒヨドリ、カワウ、サギ類、ニホンジカ

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	4年度	5年度	6年度
ツキノワグマ ハクビシン イノシシ タヌキ	山形県鳥獣被害防止総合対策交付金及び有害鳥獣被害軽減モデル事業を活用 50km	山形県鳥獣被害防止総合対策交付金及び有害鳥獣被害対策推進事業を活用 5km	山形県鳥獣被害防止総合対策交付金及び有害鳥獣被害対策推進事業を活用 5km

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	整備内容		
	4年度	5年度	6年度
ツキノワグマ ハクビシン イノシシ タヌキ	地区協議会と侵入防止柵の管理等に関する契約を締結し、適切に管理する。	地区協議会と侵入防止柵の管理等に関する契約を締結し、適切に管理する。	地区協議会と侵入防止柵の管理等に関する契約を締結し、適切に管理する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
4年度	ツキノワグマ ハクビシン ハシブトガラス ハシボソガラス サギ類 カワウ ヒヨドリ イノシシ タヌキ ネズミ ニホンジカ ノウサギ	・市民への広報誌、パンフレット等による被害防止の意識啓発、出沒時の注意喚起を図る。 ・誘引源となる収穫期の過ぎた放置果樹や放任樹園地などの処理方法や生ごみの管理の周知を図る。 ・森林の間伐、針広混交林の推進により、餌となる堅果類の自然植生の環境、並びに緩衝帯の普及啓発を図り、里山への出沒を軽減する。 ・農業被害防止策として、耕作放棄地の解消による里山への出沒軽減の環境づくりを喚起する。 ・ネズミ対策として果樹被害に対する有効な防護方法、忌避剤等の使用の効果について検証する。 ・防護柵設置の効果について検証する。
5年度	ツキノワグマ ハクビシン ハシブトガラス ハシボソガラス サギ類 カワウ ヒヨドリ イノシシ	・市民への広報誌、パンフレット等による被害防止の意識啓発、出沒時の注意喚起を図る。 ・誘引源となる収穫期の過ぎた放置果樹や放任樹園地などの処理方法や生ごみの管理の周知を図る。 ・森林の間伐、針広混交林の推進により、餌となる堅果類の自然植生の環境、並びに緩衝帯の普及啓発を図り、里山への出沒を軽減する。 ・農業被害防止策として、耕作放棄地の解消による里山への

	タヌキ ネズミ ニホンジカ ノウサギ	出没軽減の環境づくりを喚起する。 ・ネズミ対策として果樹被害に対する有効な防護方法、忌避剤等の使用の効果について検証する。 ・防護柵設置の効果について検証する。
6年度	ツキノワグマ ハクビシン ハシブトガラス ハシボソガラス サギ類 カワウ ヒヨドリ イノシシ タヌキ ネズミ ニホンジカ ノウサギ	・市民への広報誌、パンフレット等による被害防止の意識啓発、出没時の注意喚起を図る。 ・誘引源となる収穫期の過ぎた放置果樹や放任樹園地などの処理方法や生ごみの管理の周知を図る。 ・森林の間伐、針広混交林の推進により、餌となる堅果類の自然植生の環境、並びに緩衝帯の普及啓発を図り、里山への出没を軽減する。 ・農業被害防止策として、耕作放棄地の解消による里山への出没軽減の環境づくりを喚起する。 ・ネズミ対策として果樹被害に対する有効な防護方法、忌避剤等の使用の効果について検証する。 ・防護柵設置の効果について検証する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
長井市	(緊急時)対策本部の設置(対策本部長:市長)、有害鳥獣捕獲申請許可、住民の安否確認、周辺住民への注意喚起、避難範囲の決定、避難勧告、交通規制範囲の決定等。 (平常時)鳥獣の捕獲、各組織との連絡調整に関すること。
西おきたま猟友会長井分会	(緊急時)対策本部への参加、追払い、箱わなおよびくくりわなによる捕獲等の助言や実施、警察官職務執行法に基づく銃器使用による捕獲協力等。 (平常時)鳥獣の捕獲に関すること。
西置賜行政組合消防本部	(緊急時)救急救命対応、住民の安否確認、周辺住民への注意喚起、放水による追払い等。 (平常時)被害状況の情報提供、鳥獣捕獲の協力に関すること。
置賜総合支庁	(緊急時)関係機関との連携、支援等。 (平常時)狩猟免許取得の推進、適正な捕獲指導に関すること。
長井警察署	(緊急時)警察官職務執行法に基づく銃器使用の助言及び命令、避難誘導、交通規制、住民の安否確認、周辺住民の注意喚起等 (平常時)被害状況の情報提供、鳥獣捕獲の協力に関するこ

	と。
--	----

(2) 緊急時の連絡体制

別紙「クマ出没時の基本的対応」参照

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲等の鳥獣の処理については、「山形県鳥獣捕獲許可事務の取扱要領」並びに「山形県第二種特定鳥獣捕獲許可事務取扱要領」に基づき適正に処理するものとする。

また、野生イノシシ豚熱感染拡大及び捕獲数の増加により、捕獲したイノシシの適正な処理が課題となっていることから、法令を遵守し、環境保全上支障ないよう適正に処理する方策を検討する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	該当なし
ペットフード	該当なし
皮革	該当なし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等での と休給餌、学術研究 等)	該当なし

(2) 処理加工施設の取組

該当なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

該当なし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

鳥獣被害防止対策協議会の名称	長井市有害鳥獣対策協議会
----------------	--------------

構成機関の名称	役割
長井市総務課	・住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対

	処。
長井市農林課	・協議会の事務局を担当し、協議会に関する連絡及び調整を行い、庶務を担う。 ・有害鳥獣の捕獲申請、申請許可を行う。
長井市農業委員会	・耕作放棄地の情報提供を行う。
山形県置賜総合支庁 西置賜農業技術普及課	・鳥獣の関連情報の提供、被害防止技術の助言及び指導を行う。
山形おきたま農業協同組合	・農作物被害の情報提供を行う。 ・果樹農家等に対する有害鳥獣に関する情報提供や被害防止に関する助言及び指導を行う。
西おきたま猟友会長井分会	・有害鳥獣の捕獲を行う。 ・鳥獣関連の情報提供を行う。
山形県鳥獣保護管理員	・鳥獣の保護に関する情報提供を行う。 ・有害鳥獣関連の情報提供を行う。
長井市鳥獣被害対策実施隊	・有害鳥獣の捕獲を行う。 ・鳥獣被害の防止対策に関すること。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
長井市	・鳥獣の捕獲、各組織との連絡調整に関すること。
西おきたま猟友会長井分会	・鳥獣の捕獲に関すること。 ・鳥獣の関連情報の提供に関すること。
置賜総合支庁	・狩猟免許取得の推進、適正な捕獲指導に関すること。 ・鳥獣の関連情報の提供、被害防止技術の指導・助言に関すること。
長井警察署	・被害状況の情報提供、鳥獣捕獲の協力に関すること。
西置賜森林組合	・間伐等の実施に関すること。
山形おきたま農業協同組合	・農作物被害の情報提供に関すること。 ・果樹農家等に対する情報提供に関すること。
長井市農業委員会	・耕作放棄地の情報提供に関すること。
西置賜漁業協同組合	・内水面漁業被害情報の収集と提供と、被害対策の普及・推進に関すること。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

長井市長から任命された職員及び西おきたま猟友会長井分会から推薦された隊員で組織し、対象鳥獣の捕獲及び追払い、緩衝帯設置等の環境整備、鳥獣被害の実態調査、被害対策の普及推進を図る。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

鳥獣対策に有効な対策等について、被害域内の住民に普及啓発し、一体となった防止対

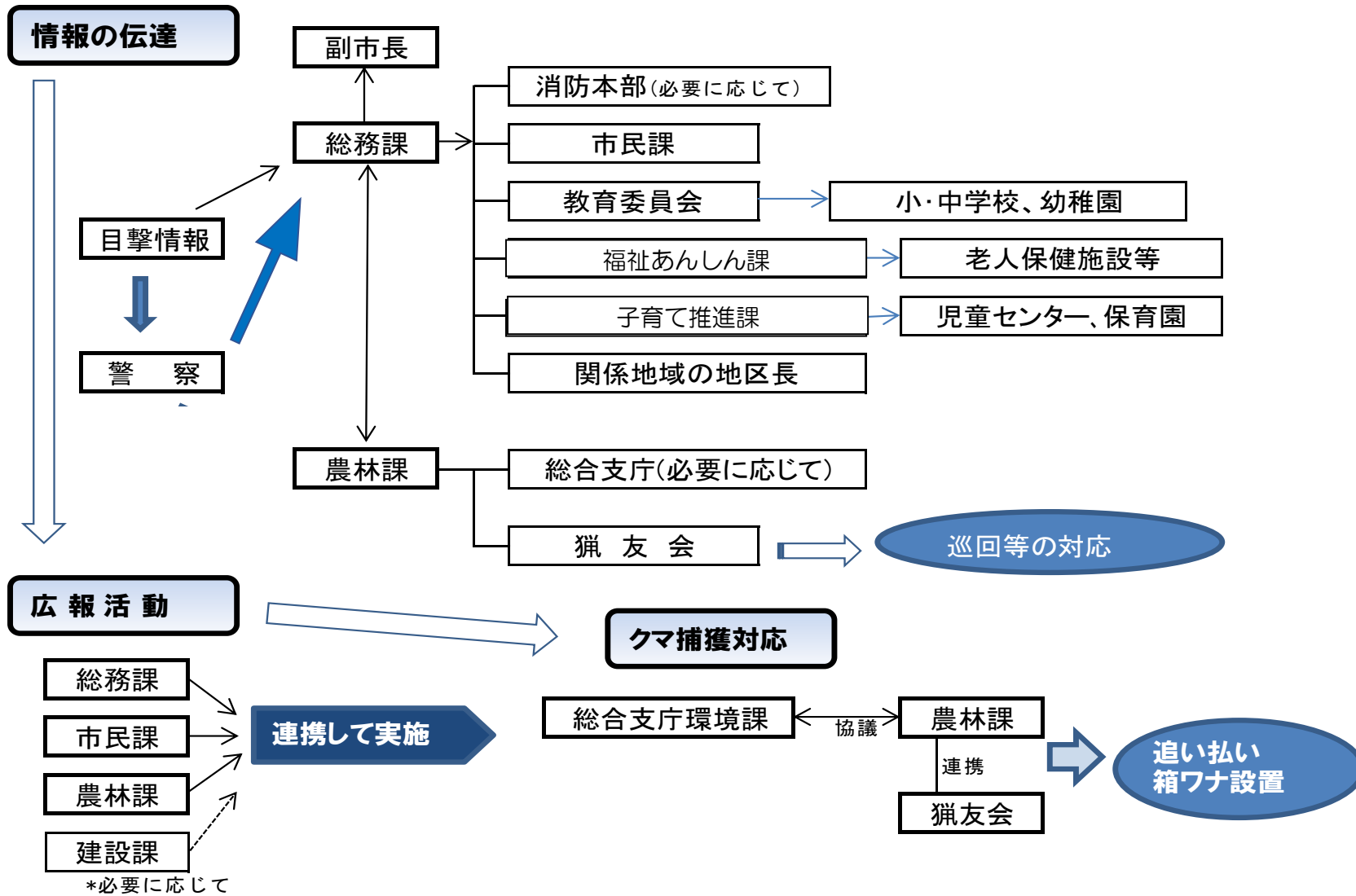
策を推進していく。併せて近隣市町村と連携を強化し、情報の共有化を図り、広域的な対策を図る。箱わなについて計画的に導入し被害防止を図る。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

鳥獣の捕獲に関しては、隣接する市町村や関係機関と連携を図っていく。また、被害防止計画は、必要に応じて内容を見直し、変更を行うものとする。

デジタル機器を活用し、有害鳥獣対策を実施する。出没データの活用に加え、追跡や追い払い等へドローン活用も視野に、さらなる対策強化を検討する。

クマ出没時の基本的対応



市街地にクマが出没した際の対応

